

マージン算出の体制、検討課題及びスケジュール

電力広域的運営推進機関

平成27年11月9日

- 広域機関は検討会を設け、翌年度以降のマージンを算出し、値を定め公表する。
- 広域機関は実需給断面に向け、マージンの値を減少する。

【業務規程抜粋】

(マージンの設定)

- 第64条 本機関は、会員（別表9-1の連系線を運用する一般電気事業者たる会員に限る。以下、本条において同じ。）との間で検討の場（以下、本条において、「検討会」という。）を設け、毎年3月10日までに、翌年度以降のマージン（電力システムの異常時又は需給ひっ迫時等の対応として、連系線を介して他の供給区域と電気を受給するため、又は電力システムを安定に保つために、各連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。以下同じ。）の値を算出し、その妥当性について検討を行う。
- 2 会員は、前項の検討に必要なデータを本機関に提出しなければならない。
 - 3 本機関は、第1項の検討会の検討経過及び結果を公表する。
 - 4 本機関は、第1項の検討の結果、マージンの値が妥当と認めるときは、その値をマージンと定め、第92条に基づき、別表11-1（e）に定めるところにより公表する。
 - 5 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、実需給断面に向け、マージンの値を減少する。

【送配電等業務指針抜粋】

(マージンの値)

第170条 マージンの値は、原則として、各供給区域における持続的な需要変動及び偶発的な需給変動に対応するために必要な電源の容量（以下「必要予備力」という。）のうち融通期待量を各供給区域に接続する連系線に配分して、算出する。

2 本機関は、長期計画において各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。

3 融通期待量は、当面の間、各供給区域の系統容量の3パーセントに相当する電力又は供給区域に電気を供給予定の供給区域内の電源のうち、出力が最大である単一の電源の最大出力（但し、当該電源が発電する電気を継続的に供給区域外へ供給している場合は、当該供給量を控除した値とする。）が故障等により失われた場合にも電力系統を安定に維持できる電力とし、本機関は、継続的に適切な融通期待量について検討を進める。

【送配電等業務指針抜粋】

(実需給断面におけるマージンの値)

第172条 本機関は、業務規程第64条第1項の規定により本機関が算出するマージンの値について、各供給区域における必要予備力が確保されている場合には、電力システムの安定性を保つためにマージンを確保する必要がある場合を除き、実需給断面における減少後のマージンの値をゼロとする。

2 本機関は、実需給断面において、マージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。

➤ マージン検討会の体制

【位置付け】

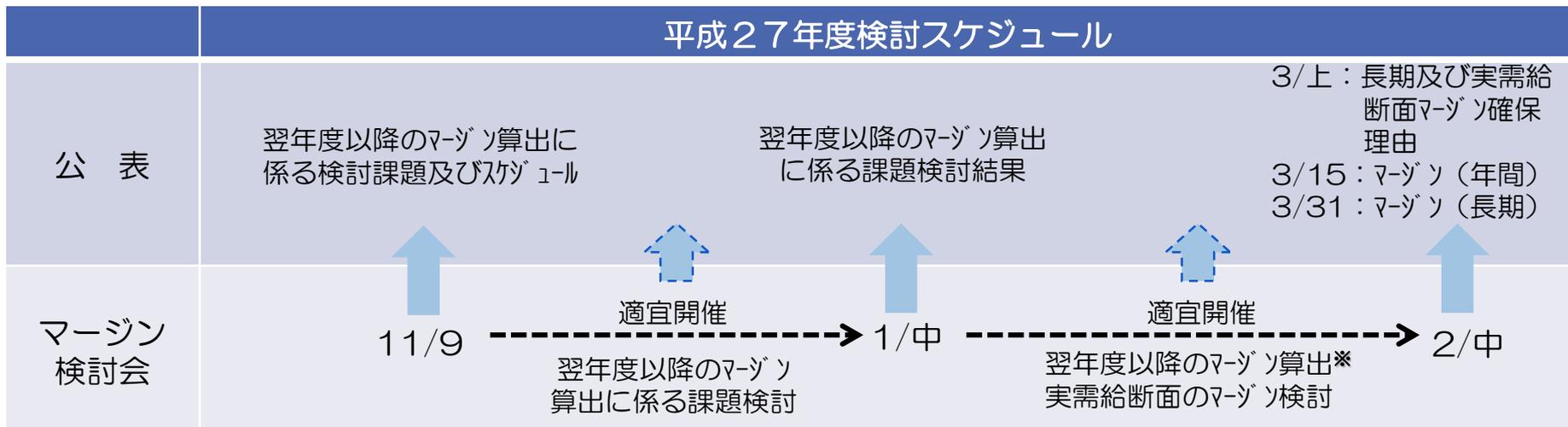
- 翌年度以降のマージン算出に係る課題検討結果やマージン算出結果の妥当性を審議する。
- 実需給断面において確保するマージンの値及び確保すべき理由を検討する。

【メンバー】

＜主査＞ 広域機関（運用部長）

＜メンバー＞ 一般電気事業者（9社）

➤ 翌年度以降のマージンは2月末までに決定し、3月に公表する。



3. 翌年度以降のマーヅン算出スケジュール

➤ 年間の作業停止計画および利用計画更新スケジュールを考慮し、翌年度以降のマーヅンを算出、決定する。

H27年度	10月	11~12月	1月	2月	3月
翌年度以降 マーヅン			<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 翌年度以降の マーヅン決定 </div>		◎2/29まで
年間作業 停止計画		○11/4 原案提出	○1/5 調整案提出	○2/12 最終案提出 ○2/17（予定） 承認	○3/1 公表
年間利用 計画更新		○12/20 調整用利用計画 提出			○3/1 空容量算出用 利用計画提出 ◎3/15 空容量等公表
年間需給 計画	○10/30 計画提出				○3/25 供給区域需給 計画提出
供給計画			○1/20 需要想定提出 (第1年度~10年 間)	○2/19 計画案提出 (第3~10年度)	○3/15 計画案提出 (第1~2年度)
長期利用 計画更新			○1/15 調整用利用計画 提出		○3/10 空容量算出用 利用計画提出 ◎3/31 空容量等公表
				<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> マーヅン（年間）公表 </div>	
				<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> マーヅン（長期）公表 </div>	

4. 翌年度以降のマーヅン算出に係る検討課題について

➤ 翌年度以降のマーヅンを算出するにあたっての課題と認識している

1. マーヅン（年間）算出断面の統一
2. マーヅン（長期・年間）の丸め方統一
3. 想定する最大ユニットの考え方
4. 利用登録可能なマーヅンの設定

について検討を行う。

検討課題	検討内容	広域機関案	備考（確認事項等）
1. マーヅン（年間）算出断面の統一	➤ 連系線毎に異なるマーヅン算出の断面を統一する。	● 月毎（平日／休日、昼間／夜間）の需要により、マーヅン（年間）を算出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 系統容量の3%を確保している連系線 ・ 現状の断面（参考1、2参照）で算出している理由 等
2. マーヅン（長期・年間）の丸め方統一	➤ 連系線毎に異なるマーヅンの丸め方*を統一する。 ※10万kW単位：東京・関西 5万kW単位：東北・中部・中国 1万kW単位：北海道	● 1万kW単位の丸め方に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 系統容量の3%を確保している連系線及び北海道本州間連系設備 ・ 現状の丸め方としている理由 等
3. 想定する最大ユニットの考え方	➤ マーヅン算出における最大ユニット想定の方考え方について検討する。	● 最大ユニット稼働の見込みが立った時点でマーヅンを見直す。（例えば、翌々月マーヅン減少の時期 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大電源相当量を確保している連系線及び北海道本州間連系設備 ・ 供給計画、原子力の安全審査進捗状況 等
4. 利用登録可能なマーヅンの設定	➤ 現状、利用登録可能なマーヅンを設定していない連系線を対象に値を設定する。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来年度の広域機関システム運開に伴い、送配電等業務指針附則第4条の暫定措置が解除されることを考慮

【マージン（年間）算出断面】

	断面数 (断面/月)	算出に用いる需要
北海道	4	月毎（平日/休日、昼間/夜間）の需要
東北	4	月毎（平日/休日、昼間/夜間）の需要
東京	1	季節別（4~5月、6~9月、10~11月、12~3月）の需要
中部	1	月毎の需要
関西	1	月毎の需要
中国	2	月毎（平日/休日）の需要

【参 考】

	断面数 (断面/月)	備 考
計画潮流・空容量 (年間)の断面	4	月毎（平日/休日、昼間/夜間）
供給区域の需給に関 する年間計画	1	各月の最大時需要電力

【北海道・東北】

	平日		休日	
	昼間	夜間	昼間	夜間
4月				
5月				
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
3月				

【東京】

	平日		休日	
	昼間	夜間	昼間	夜間
4～5月				
6～9月				
10～11月				
12～3月				

【中部・関西】

	平日		休日	
	昼間	夜間	昼間	夜間
4月				
5月				
⋮			⋮	
3月				

【中国】

	平日		休日	
	昼間	夜間	昼間	夜間
4月				
5月				
⋮				
3月				